

非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける外気 に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の 構造方法を定める件

昭和四十五年十二月二十八日

建設省告示第千八百三十三号

改正

平成一二年五月三十一日建設省告示第一四六六号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十九条の十三の三第三項第二号の規定に基づき、非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を次のように定める。

第一 外気に向かって開くことのできる窓にあつては、次に定める基準に適合するものとする。

一 外気に向つて開くことのできる窓(常時開放されている部分を含む。以下「窓」という。)の排煙時に煙に接する部分は、不燃材料で造ること。

二 窓は、乗降ロビーの天井(天井のない場合においては、屋根。以下同じ。)又は壁の上部(床面から高さが天井の高さの二分の一以上の部分をいう。)に設けること。

三 窓の開口面積は、二平方メートル(建築基準法施行令第二百二十三条第三項に規定する特別避難階段の附室の用に供する乗降ロビー(以下「附室と兼用する乗降ロビー」という。)にあつては、三平方メートル)以上とし、当該窓のうち常時閉鎖されている部分の開放は手動開放装置により行なうものとする。

四 前号の手動開放装置のうち、手で操作する部分は、乗降ロビー内の壁面の床面から〇・八メートル以上一・五メートル以下の高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を示す標識を設けること。

第二 排煙設備にあつては、平成十二年建設省告示第千四百三十七号に定める構造方法を用いるか、又は次に掲げる基準に適合するものとする。

一 排煙設備の排煙口、排煙風道、給気口、給気風道その他煙に接する部分は、不燃材料で造ること。

二 排煙口は、開口面積を四平方メートル(附室と兼用する乗降ロビーにあつては、六平方メートル)以上とし、第一第二号の例により設け、かつ、直接外気に接する場合を除き、排煙風道と直結すること。ただし、一秒間につき四立方メートル(附室と兼用する乗降ロビーにあつては、六立方メートル)以上の排出能力を有し、かつ、排煙口の一の開放に伴い自

動的に作動を開始する構造の排煙機を設けた場合には、開口面積に関する部分については、この限りでない。

三 排煙口は、第一第四号の例により手動開放装置を設けること。

四 排煙口は、前号の手動開放装置、煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有すること。

五 排煙風道は、内部の断面積を六平方メートル(附室と兼用する乗降ロビーにあつては、九平方メートル)以上とし、かつ、その最上部は直接外気に開放すること。ただし、第二号ただし書に該当する場合には、この限りでない。

六 給気口は、開口面積を一平方メートル(附室と兼用する乗降ロビーにあつては、一・五平方メートル)以上とし、乗降ロビーの床又は壁の下部(床面からの高さが天井の高さの二分の一未満の部分进行う。)に設け、かつ、内部の断面積が二平方メートル(附室と兼用する乗降ロビーにあつては、三平方メートル)以上で直接外気に通ずる給気風道に直接すること。

七 電源を必要とする排煙設備には、常用の電源が断たれた場合に、自動的に切り替えられて接続される予備電源を設けること。

八 前号の予備電源は、自動充電装置又は時限充電装置を有する蓄電池(充電を行なうことなく三十分間継続して排煙設備を作動させることのできる容量を有し、かつ、開放型の蓄電池にあつては、減液警報装置を有するものに限る。)、自家用発電装置その他これらに類するものとする事。

九 排煙設備の電気配線は、耐火構造の主要構造部に埋設した配線、次のイからニまでの一に該当する配線又はこれらと同等以上の防火措置を講じたものとする事。

イ 下地を不燃材料で造り、かつ、仕上げを不燃材料とした天井の裏面に鋼製電線管を用いて行なう配線

ロ 耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画されたダクトスペースその他これに類する部分に行なう配線

ハ 裸導体バスダクト又は耐火バスダクトを用いて行なう配線

ニ MI ケーブルを用いて行なう配線

十 排煙設備に用いる電線は、六百ボルト第二種ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の耐熱性を有するものを用いること。

十一 排煙設備は、前各号に定めるほか、火災時に生ずる煙を非常用エレベーターの乗降ロビーから有効に排出することができるものとする事。

附 則

この告示は、昭和四十六年一月一日から施行する。

附 則

(平成一二年五月三十一日建設省告示第一四六六号)

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。